１　立候補届出の受付について

１　立候補届出受付日時

告示日（　　月　　日（　　））午前８時３０分から午後５時まで

（注）この時間以外に届け出ることはできません。

２　受付場所

決定しましたらホームページ等に掲載します。

３　受付順序

告示日の午前８時３０分までに受付に到着している者については、くじで受付順序を決定し、午前８時３０分を過ぎて受付に到着した者については、到着順に受付をします。

４　受付会場の入場制限

受付会場の都合上、当日、受付会場に入場できる方の数を制限することがあります。

５　届出の方法

立候補の届出は、郵便によることなく、文書で選挙長に届け出なければなりません。

６　被選挙権における住所要件について

市議会議員の選挙においては、引き続き３箇月以上、熊谷市の区域内に住所を有することが被選挙権の要件となります。

なお、住所とは、客観的な生活の本拠たる実態を備えていることが必要であり、住民基本台帳上の記録がされていても実際に生活の本拠を移転していないときは住所として扱うことはできないとされています。

７　その他

立候補の届出の際は、候補者届出書（推薦届出の場合も含みます。）に押印した印鑑を必ず持参してください。

立候補の届出が受理されると公営物資（候補者に交付される表示物・証明書類等）が交付されますので、それらの受領印として必要です。

また、候補者届出書等の記載に不備がある場合、届出書に押印した印鑑がないと訂正ができませんので、立候補の届出が遅れる（できない）ことになります。